

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	松野 有
登録番号又は法人番号	1 5 1 0 2 3 1 2
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	行政書士ひだまり 総合法務事務所
事務所所在地	千葉県船橋市芝山 6 丁目 51 番 2 号
処分年月日	令和 2 年 1 1 月 6 日
処分内容 (種類)	<p>6 ヶ月の会員の権利の停止 (千葉県行政書士会会則第 25 条第 2 号) 令和 2 年 1 1 月 1 3 日から令和 3 年 5 月 1 2 日まで 上記処分に伴い、職務上請求書の使用及び取扱いについて、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上請求書の返戻義務 ・返戻された職務上請求書の返却の留保 ・職務上請求書の購入及び使用の禁止 (会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より 1 年)
上記処分をした理由	<p>松野有会員は、内容証明書作成事案において、依頼された行政書士業務の範囲を超えた調査目的で請求相手方の全世帯の住民票の写し等を請求した。</p> <p>また、帳簿の記載内容に不備があることが、その後の調査の過程で判明した。</p> <p>以上の事実は、行政書士法第 9 条第 1 項、第 10 条及び千葉県行政書士会会則第 19 条及び第 20 条に違反するものと認められる。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> ・行政書士法 第 9 条第 1 項 (帳簿の備付及び保存) ・同法 第 10 条 (行政書士の責務) ・千葉県行政書士会会則 第 19 条 (会員の責務等) ・同会則 第 20 条 (業務の公正保持) <p>根拠となった日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の条文</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 4 条 (使用上の責務) 第 5 条第 1 項 (使用の制限) 第 8 条第 3 項 (記載) 第 12 条 (帳簿への記録) 第 15 条第四号 (返戻義務) 第 30 条第 2 項但書き (返戻された職務上請求書の取扱い) 第 35 条第四号 (購入及び使用の禁止)